

衆議院法務委員会ニュース

平成 21.6.26 第 171 回国会第 12 号

6 月 26 日（金）第 12 回の委員会が開かれました。

1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外 2 名提出、第 169 回国会衆法第 32 号）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（細川律夫君外 4 名提出、衆法第 12 号）

- ・提出者森山眞弓君（自民）及び提出者吉田泉君（民主）からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・提出者葉梨康弘君（自民）、富田茂之君（公明）、枝野幸男君（民主）及び西村智奈美君（民主）並びに森法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）首都大学東京法科大学院教授 前 田 雅 英 君
弁護士 一 場 順 子 君
財団法人日本ユニセフ協会大使 アグネス・チャン君
上智大学文学部新聞学科教授 田 島 泰 彦 君

（質疑者及び主な質疑内容）

（提出者及び政府に対する質疑）

牧原秀樹君（自民）

- ・平成 11 年及び平成 16 年に続く法改正を行う背景及び理由を民主案提出者及び与党案提出者に伺いたい。
- ・単純所持を禁止する背景について、単純所持の禁止を見送った平成 16 年改正時と比べてどのように変わったのか。国際的な動向も含めて与党案提出者に伺いたい。
- ・与党案と民主案の違いを、具体的な事例も含めて、与党案提出者及び民主案提出者に伺いたい。

葉梨康弘君（自民）

- ・民主案第 2 条第 3 項第 2 号にいう「殊更に」「露出」「強調」について、それぞれの意義及び具体的にどのような描写物が同号に該当するのかを伺いたい。
- ・児童ポルノの定義を民主案のように変更すると、捜査の現場が混乱するのではないか。また、現在規制の対象とされているものの一部が、規制の対象から外れることとならないか。
- ・漫画・アニメ等の疑似児童ポルノは、民主案において規制の対象とならないことを確認したい。また、民主案では、「有償で又は反復して取得」する行為を処罰対象としているが、具体的にどのような行為が処罰対象となり、あるいはならないのかを伺いたい。

丸谷佳織君（公明）

- ・与党案は、今回の改正では、何を变え、また、何を目的としているのか。
- ・民主案では、有償又は反復で取得した以外、例えば、無償で 1 度に 100 枚児童ポルノを取得した場合、合法となってしまうのか。
- ・現在、児童ポルノ規制の国際的スタンダードの一つは単純所持規制であり、民主案は、この国際的スタンダードから、かなり離れていると思うが、どうか。

枝野幸男君（民主）

- ・与党案では、1 枚でも児童ポルノを所持していた場合にも、単純所持として立件されてしまうのではないかと。
- ・冤罪を防ぐためには児童ポルノの所有者の自白以外に取得するプロセスを挙げる必要があるのではないかと。
- ・与党案では、過去に大手出版社から出版され、芸術的で合法とされていた撮影時 18 歳以下だった女子の裸の写真集を廃棄する必要があるのではないかと。

園田康博君（民主）

- ・民主案では「児童ポルノ」という名称を「児童性行為等姿態描写物」と改めることとした趣旨は何か、また、同案の保護法益は、児童に対する性的搾取・性的虐待からの児童の保護という個人的法益で間違いないか民主案提

出者に伺いたい。

- ・与党案の「児童ポルノ」の所持等の禁止規定では、捜査機関の恣意的捜査の可能性を完全に排除できないと考える、また、単純所持を規制するよりも所持の前段階での規制を行うべきであると考え、与党案提出者の見解を伺いたい。
- ・民主案では「児童性行為等姿態描写物」の「収集」でなく、「取得」の行為に対して罰則を設けている理由を伺いたい。

保坂展人君(社民)

- ・与党案の単純所持禁止規定が設けられることとなれば、その施行までに、写真家が所持している、過去に児童のセミヌードを撮影したときのフィルム等も廃棄しなければならぬこととなるのか。
- ・「みだりに」児童ポルノを所持等していることに当たらない場合には、どのような場合があるのか。また、芸術上の作品を所持している場合はどうか。
- ・与党案の単純所持罪の要件である「自己の性的好奇心を満たす目的」を立証するには、自白による以外にないのではないか。

(参考人に対する質疑)

葉梨康弘君(自民)

- ・欧米諸国において芸術的なものを児童ポルノ規制対象から除いている具体的国名について田島参考人の見解を伺いたい。
- ・露出も強調もされていない盗撮画像の民主案における規制対象への該当性について一場参考人の見解を伺いたい。
- ・現行法の定義規定を児童権利条約選択議定書の定義に移し替えることの有効性について前田参考人の見解を伺いたい。
- ・児童ポルノに対峙する上で与党案と民主案のどちらに賛同するかについてアグネス参考人の見解を伺いたい。

小宮山洋子君(民主)

- ・与党案と民主案において必ず採用すべき点及び留意すべき点について各参考人の見解を伺いたい。
- ・児童ポルノの被害児童のケアについて一場参考人の見解を伺いたい。
- ・成案を得る過程で精査すべき現行法の規定について田島参考人の見解を伺いたい。

富田茂之君(公明)

- ・与党案においては、児童ポルノの取得行為の立証が困難であることを理由として、児童ポルノの単純所持について目的犯としたことに対する前田参考人の見解を伺いたい。
- ・単純所持の処罰化により直ちに警察が捜査権を濫用することにはならないとの駐日米国大使館の指摘について、一場参考人及び田島参考人の見解を伺いたい。
- ・諸外国と比べた我が国の児童ポルノ規制について、アグネス参考人の見解を伺いたい。

保坂展人君(社民)

- ・児童ポルノの定義が広範であることにより、捜査機関の恣意性を抑制できないおそれがあることについて、一場参考人の見解を伺いたい。
- ・児童ポルノの定義が曖昧であることにより、かえって規制すべき児童ポルノが残存するおそれがあることに対するアグネス参考人の見解を伺いたい。
- ・過去に出版された児童ポルノを処分することを迫ることを契機として、内心の自由又は表現の自由にまで規制が拡張されるおそれがあることについて、田島参考人の見解を伺いたい。